

平 成 1 1 年 度

税制改正関係法律案要綱等

(第 145回 国会 -平成11年4月以降-)

目 次

一 税制改正に関する法律案要綱

租税特別措置法の一部を改正する法律案要綱

[平11. 7. 21 閣議決定] 1

(参考)

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する

法律案要綱（地方税関係） [平11. 3. 26 閣議決定] 4

二 税制改正関係法律案等の審議経過

[第145回国会（通常国会）] 6

一 税制改正に関する法律案要綱

租税特別措置法の一部を改正する法律案要綱

[平成11. 7. 21 閣議決定]

- 1 産業活力再生特別措置法の事業構造変更及び事業革新を行う旨が定められている認定事業再構築計画に従って事業再構築を行う一定の中小企業者が、同法の施行の日から平成13年3月31日までの間に取得等をして事業の用に供する機械装置について、取得価額の100分の30の特別償却又は取得価額の100分の7の特別税額控除の選択適用（特定のリース資産についても特別税額控除を適用）を認めることとする。（第10条の4、第42条の7関係）
- 2 産業活力再生特別措置法の事業革新を行う旨の事業再構築計画の認定を受けた一定の事業者が、同法の施行の日から平成13年3月31日までの間に取得等をして事業の用に供する特定の機械装置等（事業革新設備）について、取得価額の100分の18（一定の事業革新設備については、100分の24）の特別償却を認めることとする。（第11条の3、第44条の4関係）
- 3 産業活力再生特別措置法の施行の日から平成13年3月31日までの間に、同法の事業構造変更及び事業革新を行う旨の事業再構築計画の認定を受けた一定の事業者等が、当該計画に従って行う長期所有土地等から既成市街地等以外の地域内にある土地、建物、機械装置等への買換えについて、課税繰延割合100分の80（特定の事業者が長期所有土地等を国又は地方公共団体に譲渡する場合等にあつては、100分の90）とする圧縮記帳を認めることとする。（第37条、第37条の3、第37条の4、第65条の7、第65条の8、第65条の9関係）
- 4 産業活力再生特別措置法に基づき、共同で事業構造変更及び事業革新を行う旨の事業再構築計画の認定を受けた法人が、同法の施行の日から平成13年3月31日までの間に、当該計画に従い共同で現物出資により会社（共同新設会社）を設立する際に生ずる譲渡益について、一定の要件の下に、課税の繰延べを認めることとする。（第66条関係）

5 産業活力再生特別措置法の事業構造変更及び事業革新を行う旨の事業再構築計画の認定を受けた法人が、同法の施行の日から平成13年3月31日までの間に、当該計画に従い特定設備の廃棄等を行った場合において、当該廃棄等を行ったことにより生じた損失に係る一定の欠損金額について、繰越控除期間を7年間とする措置と前1年間の繰戻し還付との選択適用を認めることとする。（第66条の12、第66条の14関係）

6 産業活力再生特別措置法に規定する認定事業者又は認定活用事業者が、同法の施行の日から平成13年3月31日までの間にされた同法の認定に係る一定の認定事業再構築計画又は認定活用事業計画に基づき行う次の事項の登記に対する登録免許税の税率を軽減する措置を講ずることとする。（第80条関係）

(1) 株式会社又は有限会社の設立又は資本の増加（(2)及び(3)に該当するものを除く。） 1,000分の3.5（本則 1,000分の7）

(2) 合併による株式会社又は有限会社の設立又は資本の増加

1,000分の1（本則 1,000分の1.5）

〔 増加した資本の金額のうち、消滅した会社の資本の金額を超える部分 〕
1,000分の3.5（本則 1,000分の7）

(3) 認定事業者が自らの債務を消滅させるために債権者に対して株式の発行を行う場合の資本の増加（消滅する債務に対応する部分に限る。）

1,000分の2（本則 1,000分の7）

(4) 法人の設立等の場合における不動産又は船舶の所有権の取得（(5)に該当するものを除く。）

① 不動産の所有権の取得 1,000分の35（本則 1,000分の50）

② 船舶の所有権の取得 1,000分の23（本則 1,000分の28）

(5) 合併による法人の設立等の場合における不動産又は船舶の所有権の取得

1,000分の3（本則 1,000分の6、1,000分の4）

7 産業活力再生特別措置法の制定に伴い廃止される特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法に係る措置については、所要の経過措置を講じた上、廃止する等所要の規定の整備を行うこととする。

- 8 この法律は、産業活力再生特別措置法の施行の日から施行することとする。
(附則第1条関係)

(参考)

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案要綱（地方税関係）

[平成11. 3. 26 閣議決定]

第十四 自治省関係（第14章関係）

九 地方税法の一部改正（第463条関係）

- 1 道府県及び市町村が法定外目的税を課することができる旨規定すること。
（地方税法（以下九において「法」という。）第4条及び第5条関係）
- 2 道府県税の賦課徴収を市町村が処理することとすることができる要件から、道府県の申請に基づいて自治大臣が許可した場合を除外すること。（法第20条の3関係）
- 3 納税証明書の交付に係る手数料規定を削除すること。（法第20条の10関係）
- 4 固定資産評価基準の細目に関する事項を定める事務及び市町村における固定資産の価格の決定が固定資産評価基準によって行われていないと認める場合における市町村長に対する価格の修正の勧告に係る事務を、道府県が処理する法定受託事務とすること。（法第20条の13関係）
- 5 道府県法定外普通税の新設又は変更に係る自治大臣の許可を、自治大臣の同意を要する協議とすること。（法第259条関係）
- 6 道府県法定外普通税の新設又は変更に係る協議における協議事項から、税収入を確保できる税源の所在及び税収入を必要とする財政需要の存在を除外すること。（法第261条関係）
- 7 個人の市町村民税について、市町村が自ら納税義務者の所得を計算して市町村民税を課することに係る自治大臣の許可を、自治大臣の同意を要する協議とすること。（法第316条関係）
- 8 市町村法定外普通税の新設又は変更に係る自治大臣の許可を、自治大臣の同意を要する協議とすること。（法第669条関係）
- 9 市町村法定外普通税の新設又は変更に係る協議における協議事項から、税収入を確保できる税源の所在及び税収入を必要とする財政需要の存在を除外する

こと。（法第671条関係）

10 法定外目的税を次により創設すること。

イ 道府県又は市町村は、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を課することができるものとし、その新設又は変更にあたっては、自治大臣に協議し、その同意を得なければならないものとする。こと。（法第731条関係）

ロ 自治大臣は、法定外目的税の新設又は変更に係る協議の申出を受けた場合には、その旨を大蔵大臣に通知することとし、大蔵大臣は、当該申出について異議があるときは自治大臣に対してその旨を申し出ることができるものとする。こと。（法第732条関係）

ハ 自治大臣は、法定外目的税の新設又は変更に係る協議の申出を受けた場合には、一定の事由があると認める場合を除き、これに同意しなければならないものとする。こと。（法第733条関係）

ニ 法定外目的税は、地方団体の区域外に所在する土地、区域外において行われる事業等に対しては課することができないものとする。こと。（法第733条の2関係）

ホ 法定外目的税の徴収は、普通徴収、申告納付、特別徴収又は証紙徴収の方法によるものとする。こと。（法第733条の3関係）

二 税制改正関係法律案等の審議経過

〔第145回国会（通常国会）（平成11年4月1日以降）〕

会期：11. 1. 19～11. 8. 13

区 分 法 案 名 等		(参考) 自 民 党				内 閣		国 会 提 出	衆 議 院					参 議 院					公 布			
		財 政 部 会	政 審	総 務 会	国 対	次 官 会 議	閣 議		趣 旨 説 明	委 員 会				本 会 議 可 決	趣 旨 説 明	委 員 会				本 会 議 可 決	月 日	番 号
										付託	提案 理由	審 査 月 日	可決			付託	提案 理由	審 査 月 日	可決			
租税特別措置法の一部を改正 する法律案		7/21	7/21	7/21	7/22	(7/19) 7/22	7/21	7/21	—	大蔵 7/22	7/28	7/28	7/28	7/29	—	財金 8/4	8/5	8/6	8/6	8/6	8/13	132
参 考	産業活力再生特別措置法 案	7/21 商工	7/21	7/21	7/22	(7/19) 7/22	7/21	7/21	7/22	商工 7/22	7/23	7/27, 28	7/28	7/29	8/2	経産 8/2	8/3	8/3, 5, 6	8/6	8/6	8/13	131
	中央省庁等改革関連法案	4/21 行革 本部 総会	4/22	4/22	4/27	4/26	4/27	4/27	5/18	行革 5/18	5/19	(総括)5/25 (総括的集中)5/26 (一般)5/27, 31, 6/1, 2, 3, 4 (参考人)5/28 (中央公聴会)6/7 (地方公聴会)6/8 (締結)6/9	6/9	6/10	6/11	行財 6/11	6/14	(総括)6/15 (集中)6/16 (総括的)6/28 (一般)6/29, 30, 7/2 (参考人)7/1 (中央公聴会)7/5 (地方公聴会)7/6 (締結)7/7, 8	7/8	7/8	7/16	88 } 104
	地方分権の推進を図るた めの関係法律の整備等に 関する法律案	3/17 行革 本部 総会	3/18	3/19	4/1	3/25	3/26	3/29	5/13	行革 5/13	5/18	(総括)5/25 (総括的集中)5/26 (総括的)5/27 (一般)5/31, 6/1, 2, 3, 4 (参考人)5/28 (中央公聴会)6/7 (地方公聴会)6/8 (締結)6/10	6/10	6/11	6/14	行財 6/14	6/15	(総括)6/15 (集中)6/16 (総括的)6/28 (一般)6/29, 30, 7/2 (参考人)7/1 (中央公聴会)7/5 (地方公聴会)7/6 (締結)7/7, 8	7/8	7/8	7/16	87
	平成11年度補正予算案		7/6	7/6	7/8	7/12	7/8	7/8	7/12 財政 演説	予算 7/13	7/13	7/14, 15	7/15	7/15	7/12 財政 演説	予算 7/13	7/13	7/16, 19	7/19	7/21		成立

(注) 次官会議における（ ）書きは予告発言。